

<令和4年度版>

入学準備金・奨学金返還の手引

<この手引は、返還が終了するまで大切に保管してください。>

さいたま市教育委員会
学校教育部 学事課 教育費支援係

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

(さいたま市役所第二別館1階)

電話 048-829-1647(直通)

FAX 048-829-1990

入学準備金・奨学金を借り受けられた皆さんへ

さいたま市入学準備金・奨学金貸付制度は、進学の意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な方に貸付けを行い、将来を担う人材を育成することを目的としております。また、この制度は、皆さんが返還されるお金が、次に借り受ける方へと引き継がれる互助的性格を持つものです。したがって、返還にあたっては遅滞することのないよう心掛けてください。

この手引は、入学準備金・奨学金の返還方法等についてまとめてありますので、ご活用ください。

目 次

| | | |
|---|-------------------------------------|-------|
| 1 | 提出が必要な書類 | 1 ページ |
| 2 | 返還開始手続について | 2 ページ |
| 3 | 返還猶予手続について | 4 ページ |
| 4 | 登録事項に変更があったとき | 5 ページ |
| 5 | 返還が滞ったとき | 5 ページ |
| 6 | 振替金融機関の変更を希望するとき | 6 ページ |
| 7 | 借受人（生徒・学生）が死亡したことによる 返還免除を希望するとき | 6 ページ |
| 8 | その他 | 6 ページ |
| 9 | 諸様式 | 7 ページ |

1 提出が必要な書類

(1) 返還が開始となる方

① 返還誓約書

- ・ 提出期限： 8月31日（水）まで（必着）
- ・ 提出先： 教育委員会 学事課
- ・ 提出方法： 郵送または持参
（郵送の際の送付先）

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

（さいたま市役所第二別館1階）

さいたま市教育委員会 学事課 教育費支援係 あて

- ・ 作成方法： 「2 返還開始手続について」「（1）返還誓約書の作成方法」及び別冊1ページの記入例をご参照ください。

② 口座振替依頼書・自動払込利用申込書

- ・ 提出期限： 8月31日（水）まで
- ・ 提出先： **金融機関の窓口**（学事課では取扱いをしておりません。）
- ・ 提出方法： 預貯金通帳・届出印とともに持参
- ・ 作成方法： 「2 返還開始手続について」「（2）口座振替依頼書・自動払込利用申込書の作成方法」及び別冊2ページの記入例をご参照ください。

※ 一括返還を希望する場合は、提出不要です。

(2) 返還の猶予を希望される方

① 入学準備金・奨学金返還猶予申請書

- ・ 提出期限： 8月31日（水）まで（必着）
- ・ 提出先： 教育委員会 学事課
- ・ 提出方法： 郵送または持参
（郵送の際の送付先）

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

（さいたま市役所第二別館1階）

さいたま市教育委員会 学事課 教育費支援係 あて

- ・ 作成方法： 「3 返還猶予手続について」及び別冊3ページの記入例をご参照ください。

(注) 「収入が少ないため」や「就職活動中」、「生活保護受給中」は返還猶予の理由に該当しませんので、あらかじめご了承ください。

2 返還開始手続について

(1) 返還誓約書の作成方法

以下の要領で提出してください。

① 返還計画について、AコースからCコースのいずれか一つを選択してください。

② Bコースの場合

Bコースの「繰上げ返還」を選択される場合、初回及び2回目以降の返還金額・返還回数を指定してください。

ただし、**返還回数は以下の表の回数を上回ることはできません**ので、ご了承ください。

| | 返還回数（初回含む） |
|-----|------------|
| 高校等 | 30回 |
| 大学等 | 60回 |

③ Cコースの場合

返還期限は、**令和4年10月から令和5年3月までのうち、一括返還を希望する月を記入**してください。**納付書での返還**となりますが、納付書につきましては、返還を希望する月の15日頃に発送いたします。

(2) 口座振替依頼書・自動払込利用申込書の作成方法

別冊2ページの記入例を参考にご記入ください。

金融機関の窓口に、口座振替依頼書・自動払込利用申込書、預金通帳、届出印を持参し、お手続きください。**学事課では取扱いをしておりませんので、ご注意ください。**

なお、**一括返還をご希望の場合は納付書での支払いとなりますので、口座振替の手続は必要ありません。**

以下の金融機関の本支店で手続できます（令和3年1月現在。今後一部変更となる可能性がありますので、ご了承ください。）

| | | |
|-------------|------------|----------|
| 埼玉りそな銀行 | 武蔵野銀行 | みずほ銀行 |
| 三菱UFJ銀行 | 三井住友銀行 | りそな銀行 |
| 山形銀行 | 群馬銀行 | 足利銀行 |
| 常陽銀行 | きらぼし銀行 | 第四北越銀行 |
| 八十二銀行 | 三菱UFJ信託銀行 | みずほ信託銀行 |
| 三井住友信託銀行 | SMB C信託銀行 | 新生銀行 |
| きらやか銀行 | 福島銀行 | 東和銀行 |
| 栃木銀行 | 東日本銀行 | 東京スター銀行 |
| 大光銀行 | 埼玉縣信用金庫 | 川口信用金庫 |
| 青木信用金庫 | 飯能信用金庫 | 東京信用金庫 |
| 城北信用金庫 | 巢鴨信用金庫 | あすか信用組合 |
| 中央労働金庫 | さいたま農業協同組合 | 南彩農業協同組合 |
| ゆうちょ銀行（郵便局） | | |

(3) 口座振替について

原則として、返還月の月末日（月末日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金融機関の翌営業日）に指定された金融機関の口座から引き落とし（口座振替）を行います。**口座振替日に預金残高が不足することのないよう、ご注意ください。**また、振替のご確認は通帳への記入などによりお願いします（領収書の送付は行っていません）。

指定期日に口座資金不足等で振替できなかった場合、翌月中旬に納付書をお送りしますので、金融機関等の窓口にて現金でお支払いください。なお、**再度の口座振替は行いませんのでご注意ください。**

また、利子・延滞金はかかりません。

3 返還猶予手続について

上級校への進学、疾病等の理由で返還の猶予を希望する場合には、同封の「入学準備金・奨学金返還猶予申請書」に必要な書類を添えて提出してください。（別冊3ページの記入例を参照して記入してください。）

返還猶予の期間は令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間です。

その後も事由が継続する場合は、再度返還猶予の申請が必要となります。猶予期間終了の約1～2か月前に、返還開始のお知らせとともに「入学準備金・奨学金返還猶予申請書」を送りますので、返還猶予の手続をしてください。なお、事由によっては継続できないものもありますので、ご注意ください。

返還猶予が認められるのは以下の場合です。

| 返還猶予の事由 | 必要な書類 | 証明書等発行者 |
|---|----------------|----------------------|
| 上級校への進学等 ・高校 → 大学・短大・専修学校（専門課程） ・短大・専修学校（専門課程）→4年制大学（編入） ・大学 → 大学院 ・貸付中止の者で在学中 ・高校 → 予備校・浪人 } ※この2つの事由については ・留年 } 合わせて申請2回までです。 | 在学証明書、学生証のコピー等 | 在学学校長 |
| 災 害 | り 災 証 明 書 | 市 区 町 村 長 消 防 署 長 |
| 疾 病 等 ※ <u>疾病等が原因で就労が困難な場合に限り</u> ます | 医 師 の 診 断 書 | 医 師 |
| 家計急変等の特別な事情で返還が困難な場合 | その事情を明らかにする書類 | その事実を証明できる第三者 |

（注）「収入が少ないため」や「就職活動中」、「生活保護受給中」は返還猶予の理由に該当しませんので、あらかじめご了承ください。

※ 返還の途中で上級校への進学、災害等により返還の猶予を希望する場合

9ページの「入学準備金・奨学金返還猶予申請書」に必要な書類を添えて提出してください（コピーしてお使いください）。同封の申請書は、令和4年10月1日から返還の猶予を希望される場合のものになっておりますので、使用しないでください。

4 登録事項に変更があったとき

借受人・連帯保証人に、転居、氏名変更等があった場合には「異動届」(8ページ)を提出してください(コピーしてお使いください)。また、**転居の際には、郵便局に忘れずに転居届を提出してください。**これらの手続をお忘れになりますと、納付書等の通知が送付できなくなり、保護者・連帯保証人に連絡をすることになりますのでご注意ください。

5 返還が滞ったとき

指定期日(納期限)を過ぎても納入がない場合は、督促状を発送します。それでも、返還が滞る場合は、返還残額を一括で返還していただきます。また、保護者へ連絡する他、**連帯保証人へ請求いたします。**さらに、納付の意思が認められない場合は、**法的措置をとることもあります**ので、指定期日(納期限)を守って返還してください。

返還困難な場合は相談に応じることもできますので、速やかにその状況を連絡してください。

連帯保証人とは

連帯保証人は、借受人と連帯して債務(入学準備金・奨学金の返還債務)を負担する地位にあります。お互いに、どこに住んでいるか、しっかり返済しているか、確認しあうのが責務です。

- ① 借受人とまったく同じ地位です。
- ② 貸主(さいたま市)からの請求に対して、**絶対に断ることはできません。**
- ③ 返済が滞るときは**裁判へと移行していく場合があります。**
- ④ 連帯保証契約は、借受人とでなく、貸主(さいたま市)との契約です。
- ⑤ **本来の連帯保証人が亡くなった場合、連帯保証人の地位はその相続人(夫や妻、子など)に引き継がれます。**

法的措置とは

督促に応じない場合は、借受人を被告とした民事訴訟法に基づく訴訟を行います。その結果、財産、給料等を差し押えることもあります。

6 振替金融機関の変更を希望するとき

振替金融機関の変更を希望される場合には、学事課までご連絡ください。学事課から「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を郵送いたします。必要事項を記入し、新たに振替を希望する**金融機関の窓口**に通帳・届出印を持参してお手続きください。

変更までに最大45日程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

変更間に合わず、口座振替ができなかった場合には、納付書をお送りしますので、納付書裏面に記載してある金融機関等でお支払いください。

7 借受人（生徒・学生）が死亡したことによる 返還免除を希望するとき

借受人（生徒・学生）が、返還完了前に死亡した場合、遺族又は連帯保証人の申請により、貸付けの全額又は一部について返還の免除をすることができます。申請に必要な書類等につきましては、学事課へご連絡ください。

8 その他

返還途中での繰り上げ返還、一括返還等、返還方法・内訳の変更を希望される場合は、学事課までご連絡ください。その他、返還状況の確認等、不明な点がございましたら学事課までご連絡ください。

諸様式

(コピーして使用してください。)

- 異動届 (様式第 6 号) 8 ページ
- 入学準備金・奨学金返還猶予申請書 (様式第 4 号) 9 ページ
- 入学準備金・奨学金返還免除申請書 (様式第 5 号) 10 ページ

| 異 動 届 | |
|---|---|
| <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">令和 年 月 日</div> <p>(あて先)さいたま市教育委員会</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">届出人 住 所 氏 名</p> <p>次のとおり、異動が生じたのでお届けいたします。</p> | |
| 異 動 区 分 | 1 氏名変更 2 住所変更 3 転 学 4 退 学 5 休 学 6 復 学 7 連帯保証人の変更 8 その他 |
| 異 動 理 由 | <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 20px; width: 100%;"></div> |
| 異 動 年 月 日 | 令和 年 月 日 |
| 異 動 期 間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 |

入学準備金・奨学金返還猶予申請書

令和 年 月 日

(あて先)さいたま市教育委員会

申請者

住 所

氏 名

保護者

住 所

氏 名

次のとおり、入学準備金・奨学金の返還を猶予していただきたいので申請します。

| | |
|--|--|
| 貸付年度・貸付番号 | 年 度 第 号 |
| ふ り が な 氏 名 | |
| 在 学 校 ・ 学 年 又 は 勤 務 先 | |
| 貸 付 金 総 額 | 円 |
| 返 還 済 金 額 | 円 |
| 返 還 未 済 金 額 | 円 |
| 猶予を希望する金額 | 円 |
| 猶予を希望する期間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで |
| 猶 予 の 理 由 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

入学準備金・奨学金返還免除申請書

年 月 日

(宛先)さいたま市教育委員会

申請者

住 所

氏 名

電話番号

借受人との関係 ()

連帯保証人

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、入学準備金・奨学金の返還を免除していただきたいので申請します。

| | |
|--------------------------|--|
| 貸付年度・貸付番号 | 年 度 第 号 |
| ふ り が な 氏 名 | |
| 在 学 校 ・ 学 年 又 は 勤 務 先 | |
| 貸 付 金 総 額 | 円 |
| 返 還 済 金 額 | 円 |
| 返 還 未 済 金 額 | 円 |
| 免除を希望する金額 | 円 |
| 申 請 理 由 | <input type="checkbox"/> 条例第9条第1号(借受人の死亡による免除) |
| | <input type="checkbox"/> 条例第9条第2号(返還免除制度による免除) |
| | <input type="checkbox"/> 条例第9条第3号(その他の理由による免除: |
| |) |